

お間違えなく!!

「課 4 けたの数字」とある場合は、まず伊奈町役場の代表番号(☎721-2111)におかけのうえ、内線番号をお伝えください。

指定管理者の募集要項・仕様書を配付します

町では、総合センターにおける指定管理者(平成23年度以降)を募集するため、募集要項・仕様書を次のとおり配付します。

配付期間 8月17日(火)～31日(火)まで(土・日曜日を除く)
配付時間 10時～17時(12時～13時は除く)

配付場所 役場生活安全課
 町HPからもダウンロード可

http://www.town.saitama-ina.lg.jp

生活安全課 ㊟2281

北部区画整理事業地内にお住まいのみなさんへ

町の北部地域で行われていた埼玉県施行の区画整理事業の換地処分に伴い、7月17日に町名地番の変更が行われました。

変更直後に送付される役場からの通知等について、一部旧住所で送付される場合がありますので、「J」承ください。

町名地番変更証明書を該当地区の世帯主あてに、また本籍を区画整理地内に置かれてある方へは本籍変更証明書を筆頭者あてに、すでに新住所

で郵送しています。

新住所での郵便配達に時間がかかることもあり、まだ届いていない場合は住民課へお問い合わせください。

なお、証明書は役場住民課および出張所において無料で発行しますので、お急ぎの場合は、お手数ですがそれぞれの窓口申請してください。申請の際には、本人確認できる書類(運転免許証等)を持参ください。

住民課住民係 ㊟2111

シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう

自動車に乗るときは、後部座席でも必ずシートベルトを着用しましょう。また、自動車の運転手は、同乗者全員がシートベルトを着用しているのを確認してから運転しましょう。

チャイルドシートは、使用する幼児の体格に合ったものを選び、正しくしっかりと取り付けましょう。

生活安全課 ㊟2283

家を新築・増築された方へ家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算

第24回 総合防災訓練

日時 8月28日(土)
8時30分～12時

場所 町制施行記念公園

対象地区 丸山、下郷、綾瀬東、綾瀬南、綾瀬北、栄南、栄中央、栄北



9月1日は『防災の日』
8月30日から9月5日は『防災週間』

出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、減失登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

町職員を装う者がいる可能性もありますので、ご注意ください。不審に思った場合は、税務課までお問い合わせください。

税務課固定資産税係 ㊟2154

8月1日は「水の日」

8月1日～7日は「水の週間」

水は、私たちが健康で明るく快適な生活を営むうえで、

欠かせない大切な資源です。

限りある資源である水を上手に活用するため、節水を心がけましょう。

- ・食器洗い、歯磨き、洗面時に水を出しっぱなしにしない。
- ・風呂の残り湯を洗濯やガーデニングに再利用する。

いつでもできる漏水確認
 宅内の漏水は、思わぬ出費につながります。しかし、水道管は、地面の中に埋設されているため、自分ではわからないと思っていまませんか。

ご家庭の水道が漏水しているかどうかは、メーターを確認することで、どなたでも簡単にわかります。

確認方法

ご家庭の蛇口を全部閉める。水道メーターのふたを開け、パイロットの動きを見る。

広告

身内の方々の希望をしっかりと聞き、予算に合った内容の葬儀を提供いたします。

商工葬祭

☎ 0120-455-175
 ☎ 048-720-1971
 伊奈町小室5215-1

年中無休

24時間対応

霊安室完備

故人への思い あなたなら...

上尾伊奈斎場(つつじ苑)

敬老会に おいでください



とき 9月12日(日)

午前の部(南地区) 9時~11時
午後の部(北地区) 14時~16時
敬老の日の開催ではありません。

ところ 総合センター

今年も、町内にお住まいの満75歳以上の方々(昭和10年12月31日以前に生まれた方)をお招きし、敬老会を開催します。対象者には8月中旬に案内状を送付しますので、指定の時間にお出かけください。(当日は送迎バスを運行します。)

なお、敬老会当日は児童館、老人福祉センターは休館とさせていただきます。

白寿(明治45年・大正元年生まれ)米寿(大正12年生まれ)金婚者の方々には特別の記念品を用意しています。なお、金婚を迎えるご夫婦(昭和36年に結婚)は、8月11日(水)までに、福祉課総合福祉係までご連絡ください。

☎ 福祉課総合福祉係 ☎2126



パイロットが回転している場合は、漏水しています。すぐに、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

【お願い】

- ・転居などで水道の使用を開始、または休止するときは、7日前までに水道課業務係へ連絡をしてください。
- ・メーターの近くには、犬をつないだり、物等を置かないようにお願いします。
- ・検定満期の水道メーターの取替えにご協力を

8年を迎える水道メーターの取替え(計量法に基づく)を行っていただきます。該当するご家庭にはお知らせを郵送しますのでご協力をお願いします。

メーターの取替え工事は、町が委託した町管工事業協同組合の係員が行います。費用 無料

取替え時期 検針月が偶数の地域は9月、奇数の地域は10月に実施を予定しています。悪質な訪問販売にご注意ください

水道課や水道業者の名をかたつた訪問販売に関する相談が、住民の方から報告されています。次の点に注意しましょう。

・水道課職員は身分証明書を携帯しています。不審に思っ

た場合は、身分証明書の提示を求めてください。

- ・集合住宅では、水道管の点検などは事前に管理会社などから連絡があります。業者が突然訪問した場合には、管理会社などに確認のうえ、対応しましょう。
- 水道課では、左記の勧誘・あつせんは一切行っておりません。
- ・個人給水管の汚れの調査、清掃
- ・浄水器、活水器等の取付け不審に思った場合は、水道課へお問い合わせください。

☎ 水道課 ☎721 555

女性に対する暴力、障害者の方や同和関係者への偏見からの差別など、さまざまな人権問題が発生しています。またインターネットを悪用した人権侵害などが新たな課題となつていきます。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、これらの現状に対し「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県、市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

☎ 人権推進課 ☎2241

高年齢者・障害者の人権あんしん相談

広 告

さいたま地方事務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、高年齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための取り組みとして、「高年齢者・障害者の人権あんしん相談」強調月間を設定し、次のとおり、相談を受け付けます。

相談日時 9月6日(月)~12日(日) 8時30分~19時(9月11日(土)・12日(日)は10時~17時まで)

電話番号 863 9589

相談担当者 法務局職員と人権擁護委員が担当します。秘密は厳守します。

☎ さいたま地方事務局人権擁護課 ☎863 9589

開店50周年記念 新製品発売 出前・お土産にどうぞ

伊奈町の郷土料理
「上かつ井」
(箱入り・味噌汁付) 650円

厳選された米、肉、卵を使用

創業 昭和35年
大衆食堂 細田食堂 TEL 048-721-0364 月曜定休

墓石工事 石 外構工事 エクステリア各種工事
一級建築士事務所(設計 リフォーム相談)

とう せい
有限会社 東 成

TEL 048-722-3020 FAX 048-722-7621
伊奈町大字小室5506-2(いな穂街道沿い)